

議案第17号

山陽小野田市図書館協議会委員の委嘱等について

山陽小野田市図書館条例第6条の規定に基づき、下記のとおり山陽小野田市図書館協議会委員を委嘱又は任命すること。

令和6年5月23日

山陽小野田市教育委員会
教育長 長友 義彦

記

- 1 委嘱又は任命される者
別紙のとおり
- 2 任期
令和6年4月1日から令和8年3月31日まで
- 3 委嘱又は任命の理由
前委員の任期が令和6年3月17日をもって満了したため

【参考】

山陽小野田市立図書館条例（抜粋）

（図書館協議会）

第5条 法第14条の規定により、図書館に山陽小野田市図書館協議会（以下「協議会」という。）を置く。

（委員）

第6条 協議会の委員は、10人以内とし、学校教育及び社会教育の関係者並びに学識経験のある者の中から教育委員会が委嘱し、又は任命する。

2 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

3 委員に欠員を生じた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。